誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

室蘭市長

届出者 住所 氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築 物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理 その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の 予定時期その他の事項について記入すること。